

第1節 総則

[市・関係機関]

1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢を採るべき旨を公示するなどの措置を採らなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域には指定されていないが、同地域で大規模な地震が発生した場合、大阪府域で震度4、局地的に震度5弱程度と予想される。

このため、警戒宣言が発せられたことに伴う社会混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。

（出典：気象庁震度階級関連解説表より抜粋）

※ 震度5弱での鉄筋コンクリート造建物の被害はほとんどないと考えられる。

2 基本方針

- (1) 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震にかかる地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間に採るべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置を採る。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。
- (4) 災害予防対策及び災害応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策・復旧対策編で対処する。

3 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	
情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>
	<p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

(出典：気象庁ホームページ)

4 東海地震に関連する情報の流れ

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の進展に伴って「東海地震に関連する情報」の各情報が発表される。

一つの典型的な展開として、次のような流れが想定される。

- (1) 異常現象の発生
- (2) 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表
- (3) 判定会（臨時）の開催
- (4) 異常現象の進展、東海地震の前兆現象である可能性が高まる。
- (5) 「東海地震注意情報」の発表
- (6) 異常現象が更に進展、東海地震が発生するおそれがあると判定会において判定
- (7) 気象庁長官が内閣総理大臣に、東海地震のおそれありと報告
- (8) 閣議の開催
- (9) 内閣総理大臣が警戒宣言を発する。
- (10) 「東海地震予知情報」の発表

ただし、異常現象の進展具合によっては(2)から(6)の各段階を経ずに、いきなり「東海地震注意情報」や「東海地震予知情報」が発表されることがある。

前兆すべりの規模が小さかったり、陸域から離れた場所で起こったりして、それによる岩盤のひずみが現在の技術では捉えられないほど小さかった場合などには、東海地震に関連する情報を発表できずに東海地震が発生する可能性がある。

(出典：気象庁ホームページ)

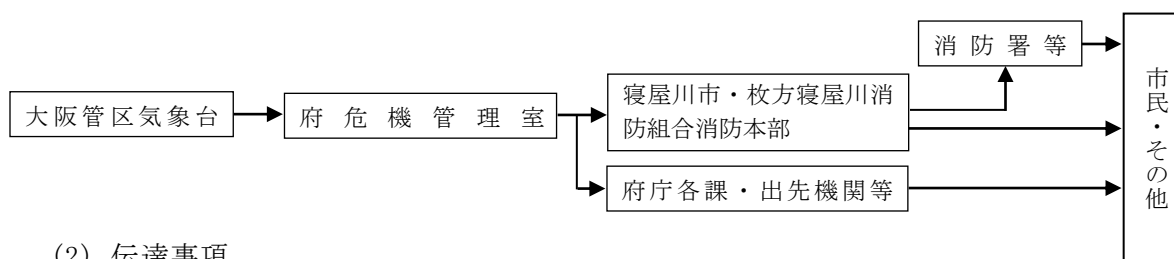
第2節 東海地震注意情報が発表された時の措置

[市・枚方寝屋川消防組合]

市及び防災関連機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

1 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他必要な事項

2 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

枚方寝屋川消防組合では、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

市は、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼び掛けを行う。

- (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- (3) 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- (4) 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- (5) 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

[市・枚方寝屋川消防組合]

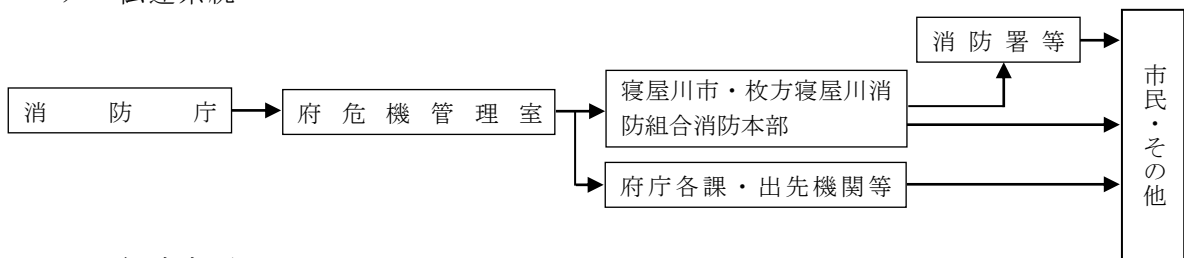
市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進める。

1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報の発表があったときや警戒宣言が発せられたときは、迅速に関係機関に伝達する。

(1) 警戒宣言

ア 伝達系統



イ 伝達事項

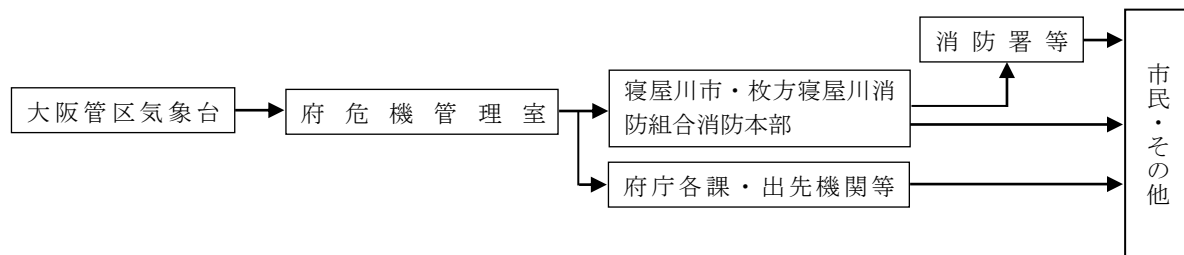
(ア) 警戒宣言

(イ) 警戒解除宣言

(ウ) その他必要と認める事項

(2) 東海地震予知情報

ア 伝達系統



イ 伝達事項

(ア) 東海地震予知情報

(イ) その他必要と認める事項

2 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

(1) 組織動員配備体制の確立

ア 市長は、地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられた場合、直ちに災害警戒本部（以下「本部」という）を設置し、警戒配備体制をとる。本部の組織・運営の方法については、「地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第1節 組織動員」に定める。

イ その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部等を設置し、動員配備を行う。

ウ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。

エ 実施すべき災害応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

(2) 活動事項

ア 職員への情報伝達及び周知は、迅速的確に行う。

イ 計画に基づき、災害警戒本部を設置し、職員の動員配備を行う。

ウ 実施すべき災害応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。

エ 災害応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務を行う。

オ 所管施設、職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講ずる。

カ 自家用発電機、消防用設備、無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

(3) 市民が利用する施設の管理等

ア 施設の利用者等に対して、警戒宣言が発せられたことを的確に周知し、これらの人々が混乱に陥らないように十分配慮する。

イ 非常口、非常階段等の避難設備を点検し、地震時の避難体制に万全を期する。

ウ 火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置し、地震時の火災防止に万全を期す。

エ 市の各種行事の中止等の検討を行う。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当部局は、現場の状況に応じ、請負業者の責任において次の措置を講じる。

ア 建設機械類の安全措置

イ 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び補強措置

ウ 工事現場内のガス管、水道管、下水道管及び電気設備等の安全措置

エ 工事監督者、作業員の安全確保措置及び現場巡視措置

(5) 消防・水防

市、府、枚方寝屋川消防組合、淀川左岸水防事務組合等は、迅速な消防・水防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

ア 東海地震予知情報等の収集と伝達

イ 出火及び延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(6) 交通の確保・混乱防止

寝屋川警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携の下に情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

ア 交通規制、交通整理

イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

(7) 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携の下に、運行規制又は安全走行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

(8) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、災害の発生に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

(9) 危険箇所対策

ア 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所にかかる市民については、市長は寝屋川警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

(10) 社会秩序の維持

ア 警備活動

寝屋川警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連絡協力の下、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

イ 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

(11) 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、ホテル等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

3 市民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたとき、市民、事業所は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において必要な防災措置と、自ら必要な防災への備えを実施するとともに、市等が行う防災活動に協力するよう広報する。

(1) 広報の内容

ア 警戒宣言等の内容とそれらによって採られる措置

イ 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自ら採るべき防災への備え

ウ 地域協働協議会（防災に関する部会）の防災体制準備の呼び掛け

エ 避難行動要支援者への支援の呼び掛け

オ 防災関係機関が行う防災活動への協力

カ 流言防止への配慮など

(2) 広報の手段

市は、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用し、地域協働協議会（防災に関する部会）と連携して地域住民、事業所等へ周知する。周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。

市民・事業者に対する市長からの呼び掛けの例文

市民並びに事業者の皆さん、私は寝屋川市長の〇〇〇〇です。

先程、テレビ、ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震にかかる「警戒宣言」が発せられました。

その内容は、2，3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、大阪府内の震度は4～5弱程度であると予想されます。震度4では、被害はほとんど発生しません。また、地盤の悪いところでは局地的に震度5弱程度になるところもありますが、このときでも家屋等の倒壊の可能性は少なく、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。

市民、事業者の皆さんが冷静沈着な態度を執り、適切に対処すれば被害を最小限に食い止めることができます。まず地震に備えて危険な作業、又は不要不急の電話の利用や自動車の使用は極力自粛してください。また、発信者不明の根拠のないSNS等でのデマに惑わされず、テレビ、ラジオの情報や市役所のホームページを始めとした防災機関からの広報など、正確な情報に耳を傾けてください。

繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大丈夫です。慌てず、落ち着いて行動していただくよう、重ねてお願いいたします。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する場合は、市域で震度6強と想定される地域があり、家屋の倒壊等、大きな被害が生じるおそれがあります。

このため、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、テレビ、ラジオの情報や市役所を始め防災機関からの広報など、正確な情報に耳を傾けてください。